

令和9年度宮城県立小松島支援学校高等部入学者募集要項

1 募集学年及び定員

普通科第1学年男女19名

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害（※1）がある者で、令和9年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者

（※1）「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

（注）

ア 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で本校を出願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。

イ ただし、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が、知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。

ウ 原則として、本校の「令和9年度高等部入学者選考に係る教育相談」を受けていること。

3 出願制限

- （1） 出願できる県立特別支援学校高等部は一つに限るものとする。
- （2） 県立高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立高等学園の第二次募集と特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。
- （3） 県立高等学園等の第二次募集に合格した場合は、県立特別支援学校の第一次募集を受検することはできない。
- （4） 出願した知的障害の県立特別支援学校高等部に合格した者は、公立高等学校への出願は認めない。

4 出願手続

（1） 出願書類

- ① 入学願書（本校所定のもの）・・・・・・・・・・様式1
- ② 調査書（本校所定のもの、パソコン作成も可）・・・・・・・・・・様式2
- ③ 個人調査書（本校所定のもの、パソコン作成も可）・・・・・・・・・・様式3
- ④ 出願者一覧表（本校所定のもの、パソコン作成も可）・・・・・・・・・・様式4
- ⑤ 知的障害を証明する書類（該当者のみ、「2 出願資格 ウ」参照）

※ 様式1～4については、本校ホームページよりダウンロードすること。

（2） 出願書類の提出

① 受付期間

令和8年12月21日（月）から令和8年12月25日（金）までとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

② 提出方法

志願者は、(1)の出願書類を、在学(出身)学校の校長を経て提出する。提出方法は、直接持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合には、簡易書留とし、封筒の表に「入学願書在中」と朱書きするとともに、次の受検票送付用封筒を(1)の出願書類に同封すること。

受検票送付用封筒

- ・長形3号(縦235mm×横120mm)の封筒に760円分の切手※を貼付すること。
 - ・在学(出身)学校長名、住所、郵便番号を明記すること。
 - ・出願者が複数いる場合でも返信用封筒は1通でよい。
- (※長形3号50g以内110円+簡易書留・速達650円)

③ 提出先

〒981-0906 仙台市青葉区小松島新堤2番1号
宮城県立小松島支援学校長 只野 悟

5 県外からの出願

県外からの出願の場合の出願資格、出願承認の申請、提出書類、出願承認手続は、令和9年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項によるものとする。

6 選 考

(1) 日 時 令和9年1月15日(金)

(2) 会 場 宮城県立小松島支援学校(仙台市青葉区小松島新堤2番1号)

(3) 選考方法

調査書や諸検査等の結果並びに学校の施設・設備の状況等を合わせて総合的に判断する。

(4) 合格発表

令和9年1月21日(木)午後3時に本校昇降口に受検番号を掲示する。また、同日に在学(出身)学校長宛に通知する。

結果に係る通知書について、本校学区内の中学校は本校まで受け取りに来ること。

県外および本校学区外の中学校で郵送を希望する場合は、次の結果通知書送付用封筒を、出願書類に同封すること。

結果通知書送付用封筒

- ・角形2号(縦332mm×横240mm)の封筒に920円分の切手※を貼付すること。
 - ・在学(出身)学校長名、住所、郵便番号を明記すること。
 - ・出願者が複数いる場合でも返信用封筒は1通でよい。
- (※角形2号150g以内270円+簡易書留・速達650円)

(5) 出願の取消

出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届(様式6)により在学(出身)学校長を経て、速やかに本校校長に届け出るとともに、受検票を返還すること。

（６）追検による選考の実施

- ① 選考日当日にやむを得ない事由により受検ができなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。
- ② 追検の実施日は、令和９年１月１９日（火）の予定。日程の詳細については、申請者の人数が確定してから日程調整後に当該在学（出身）学校に通知する。
- ③ 追検による選考は、選考日当日に諸検査及び面接等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - （イ） インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
 - （ロ） その他やむを得ない事由のある者
- ④ 選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。
- ⑤ 追検による選考における諸検査等は第一次募集選考に準じて実施する。
- ⑥ 実施上の手続きは以下のとおりとする。
 - （イ） やむを得ない事由により諸検査及び面接等を受検できなくなった受検者は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
 - （ロ） 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後４時までに、本校校長へ電話等で連絡する。
 - （ハ） 当該出身学校長は、令和９年１月１８日（月）午後５時までに、追検による選考申請書（様式７－１）に証明書類等を添付し、本校校長へ持参又は郵送する。
 - （ニ） 申請書及び証明書類等を受理した本校校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証を送付する。（学校代表メール宛）
 - （ホ） 追検による選考を認められた受検者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。
 - （ヘ） 追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずＦＡＸ等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

（７）第二次募集の実施

- ① 合格者数が募集定員に満たない場合について、第二次募集を行う。
- ② 第二次募集の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

７ 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式４号）により出身学校長を経て本校校長に届け出ること。

８ 教育相談

出願希望者は、出願前にあらかじめ本校の「入学者選考に係る教育相談」を受けること。その際は保護者及び学級担任等も同席するものとする。

9 その他

(1) 学力検査教科別特典の簡易開示

学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検者等は、本校に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日から1か月とする。

(2) 諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- ① 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要するものが本校に出願する場合、諸検査等について、出願期間前のできるだけ早い時期に、本校と電話等で連絡・調整の上、受検上の配慮申請書（様式第8号－1）により申請すること。
- ② 受検上の配慮申請書（様式第8号－1）を受理した本校校長は、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第8号－2）により通知する。

(3) 各様式について

出願書類（様式1～4）、その他申請書類（様式5～8）は本校のホームページからダウンロードして使用すること。

【問合せ先】 宮城県立小松島支援学校 高等部主事 木村 洋 〒981-0906 仙台市青葉区小松島新堤2番1号 TEL : 022(725)3616 FAX : 022(274)3206
--